令和6年度個人住民税　減税額 1万円／人

定額減税のお知らせ

令和6年度税制改正により、令和6年度分の個人住民税（市・県民税）において定額減税を実施します。国内在住で、令和5年の合計所得金額が1805万円以下の方を対象に、個人住民税が減税されます。

税務課　☎(45)6217

POINT 01 本人と、本人と生計を一にする配偶者・扶養親族１人につき１万円を減税します

減税の対象となる方

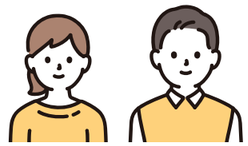

本人

令和5年の合計所得金額が1805万円以下の方

- 住民税が非課税の方や均等割・森林環境税のみ課税されている方は、対象になりません。

減税額 ▶▶▶ 本人と、本人と生計を一にする配偶者・扶養親族１人につき１万円

本人

2023 12.31　原則、令和5年12月31日の現況で判定されます

本人と生計を一にする配偶者・扶養親族

対象となる配偶者・扶養親族

令和5年の合計所得金額が48万円以下の方

- 収入が給与収入のみの場合は、給与収入が103万円以下の方
- 本人の合計所得金額が1000万円超（収入が給与のみの場合、給与収入が1195万円超）の配偶者は、令和7年度に1万円分の個人住民税を減税

令和6年分　所得税（国税）　減税額 3万円／人 の

定額減税の詳細は、国税庁「定額減税特設サイト」をご覧ください。

国税庁ウェブサイト「定額減税特設サイト」

市ウェブサイト
給付金・定額減税一体措置の全体像についてはこちら

POINT 02 減税は６月以降に始まります

定額減税は、住宅ローン控除や寄付金税額控除など、全ての控除が行われた後の税額から減税されます。

給与所得者

6月は、個人住民税の徴収はありません。定額減税後の税額を、7月～翌年5月の11カ月で分割した額を徴収します。

6月 | 7月 | 8月 | ・・・ | R7.5月

事業所得者

1期（6月）から順次控除します。控除しきれない場合は、第2期以降の税額から順次控除します。

1期 6月 | 2期 8月 | 3期 10月 | 4期 R7.1月

年金所得者

年金（10月）から順次控除します。控除しきれない場合は、12月以降の税額から順次控除します。

4月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | R7.2月

POINT 03 減税額は明細で確認できます

納税通知書

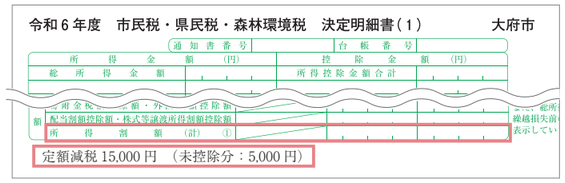

特別徴収税額の決定・変更通知書

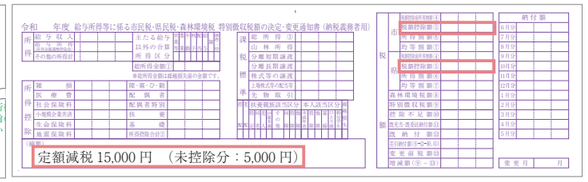

※均等割・森林環境税（合計5500円）は、定額減税の対象になりません。

▶対象の方に、6月中旬から郵送でお知らせします。

※令和5年分収入などから推計したもの

令和6年分所得税※と令和6年度個人住民税での定額減税可能額が、税額を上回る（減税しきれない）方に、差額を給付する「調整給付」を実施します

大府市定額減税補足給付金 専用ダイヤル　6/11(火)～7/31(水)

手続きについて　☎(85)3661　　対象者・給付額について　☎(85)3662

受付時間　平日9:00～17:00（水）のみ19:00まで・閉庁日を除く

給付金・受取口座についてはこちら